

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第79号）（建設局都市整備部市街地整備課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市ラクト健康・文化館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、次のとおり利用料金の上限額を変更することとしました。

区分		改正前			改正後			
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	
施設	コミュニティルーム以外の施設 (付(2時間までごと))	円 1,020			円 1,040			
属設 備を 除 く。 の利 用	コ ミ入 場全 面 ユ ニ料 を利 用 テ ィ徴 収	日曜日、土曜日 及び休日	3,490	5,550	6,170	3,560	5,650	6,280
		その他の日	2,670	4,320	4,830	2,720	4,400	4,920
	ル ー し な半 面 ム い 場利 用 合	日曜日、土曜日 及び休日	1,740	2,770	3,080	1,780	2,820	3,140
		その他の日	1,330	2,160	2,410	1,360	2,200	2,460
	入 場全 面 料 を利 用 徴 収	日曜日、土曜日 及び休日	5,760	9,250	10,280	5,860	9,420	10,470
		その他の日	4,420	7,090	7,920	4,500	7,220	8,060
す る半 面 場 合利 用	日曜日、土曜日 及び休日	2,880	4,620	5,140	2,930	4,710	5,230	
	その他の日	2,210	3,540	3,960	2,250	3,610	4,030	
健康又は文化に関する講座、研修等の 受講（1人1回につき）		1,640			1,670			

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第79号

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

1,020 円		
3,490	5,550	6,170
2,670	4,320	4,830
1,740	2,770	3,080
1,330	2,160	2,410
5,760	9,250	10,280
4,420	7,090	7,920
2,880	4,620	5,140
2,210	3,540	3,960
1,640		

を

1,040 円		
3,560	5,650	6,280
2,720	4,400	4,920
1,780	2,820	3,140
1,360	2,200	2,460
5,860	9,420	10,470
4,500	7,220	8,060
2,930	4,710	5,230
2,250	3,610	4,030
1,670		

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市ラクト健康・文化館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市ラクト健康・文化館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(建設局都市整備部市街地整備課)